

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 9 回定例
8 月 8 日（木）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 25 年 8 月 8 日に教育委員会第 9 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 25 年 8 月 8 日 (木) | 開会 | 14 時 |
| | | | 閉会 | 15 時 40 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 北 川 清 美 | 教育総務課事務統括監 | |

4 その他

(1) 第 14 号・第 15 号・第 16 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 7 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、斉藤委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第 15 号・第 16 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思
うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第 15 号・第 16 号議案を非公開とし、非公開案件から審議
を始める。

< 非 > 第 16 号議案 教職員の懲戒処分

< 非 > 第 15 号議案 教職員人事異動

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

第 14 号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の職の職制
上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を
定める規則の制定

委 員 長： 議案書 1 頁「第 14 号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条
例第 4 条第 1 項第 1 号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適
用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則の制
定」について、北川教育総務課事務統括監より説明願う。

教育総務課事務統括監： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： この方が公平だということか。

教育総務課事務統括監： そのとおりである。人事上、校長先生を経験した人が事務局に来てい
るといふ教育委員会の特殊性もあり、最も平等になるように考えてこの
ようにした。

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

委 員 長： 第 14 号議案を原案どおり可決する。

報告事項 1 平成 25 年度 6 月県議会定例会の答弁状況

委員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 平成 25 年 6 月県議会定例会の答弁状況」について杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項 1 を了承した。

報告事項 2 静岡県教育情報化推進ワークショップの開催

委員 長： 報告事項 5 頁「報告事項 2 静岡県教育情報化推進ワークショップの開催」について奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： ICT化は今までも議論されているが、ICT化によって省略できた労力で、先生が今まで以上に何に注力しないといけないかをきちんと整理していけばいいのではないかと。単なる知識教育を行うだけならば、ICT化の中で先生の労力は減っていくと思う。代わりに子どもの生活指導や進路指導など、機械ではできない人間的な、人生をどのように送るかという指導をより丁寧にしていくことができる。道具を使うことによって、何が変わって何が変わらないのか、そしてどのように学校現場の教育を変えていくのか、明確になるような議論が行われることを希望する。

金子委員： それに関連してであるが、35 人学級編制が実施され、きめ細かい指導がなされるようになった。35 人学級ということだが、現実には 20 人台のクラスも多いと思う。35 人学級によって学力面で効果があるのか、そして ICT化によって学力面の効果があるのか、教育の手法としてどのように教えたら成果が出るのか、を明確にしてほしい。せっかくこのような取組をし、35 人学級になったが効果はあまりないという報告があった。環境を変えても、これまでと同じように集団で授業展開しては効果が上がらない。40 人学級も 30 人学級も同じである。税金を投入して新しい取組をする以上は、どうしたら効果が上がるのか、もう少し検討してほしい。

教育 長： 金子委員から御指摘のあった、35 人学級編制の効果や課題については調査中であり、しかるべきときに報告したい。また、今の御指摘は、量的に少なくなっても手法の変化がなければ教育効果は生まれにくいということだと思う。また 35 人学級の課題を踏まえて、どのような手法の変換をしていくべきか御意見ををお願いしたい。

斉藤委員： ICT化を進めるのは社会の流れなので、進めるしかない。しかし、一度に導入するのか、モデル校で試して検証してから導入するのか。このようなことは、体験してみないと問題点が分からない。全校導入

してみたがうまくいかなかった、では子どもたちに申し訳ないので、やはりどこかで実験をしていくべき。それを踏まえて導入するというプロセスが必要であると思う。前に質問したが「総務省がフューチャースクールをやっているが、静岡県では手を挙げていない」という話であった。やってみたら良いと思うが、その点はどうか。

情報化推進室長： フューチャースクール事業については、平成 25 年度で完了となっている。しかし、国の動向を見ていると、その次のフェーズの中で、全国で百程度のモデル的なものを作りながら進めていくという考えを持っているようだ。そのことも9月 12 日のワークショップの中で、市町へ伝達してもらえるといいと思う。

なお、先ほど言ったモデル校であるが、今年度、県立学校で運用できるよう調整しており、1～2校であるが実践的なモデル事業を実施する予定である。その情報等については協議会や報告事項でお伝えしたい。

教 育 長： 実際に様子を見に行くことも大切である。今年度中に準備して、移動教育委員会等でその学校を見に行くことも検討したい。

加 藤 委 員： 普通高校において活用すると、単に教科書がタブレットやパソコンに代わるだけである。しかし、商業高校や農業高校、工業高校のように実業にかかわる分野だと、ICTの使い方というのはより現実的で、実際に農業ではパソコンで情報管理や温度管理をしながらやっていくとか、簿記のやり方も手書きで仕分けをしていた時代とは異なり、ソフトを用いることによって会計処理も変わってくるなどの変化がある。専門高校において活用していくと、卒業して就職する際に非常に役に立つように感じる。一方で、まだ試行錯誤の段階だと思うが、大学へ行くための普通高校でICT化を進めても、あまり効果がないように感じる。

情報化推進室長： それぞれの校種で、様々な使い方があると思うので、その点も含めて検討していきたい。

委 員 長： 今回のように、組織の枠を超えた取組というのは今までもやっているのか。

情報化推進室長： 情報化について、県教育委員会としては初めてである。前年度末に同じようなワークショップを開き、そのときも知事部局と協力して行ったが、今後はより内容を充実させていきたい。

委 員 長： それぞれの組織ごとの良い情報交換の場になればいいと思う。他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行

委 員 長： 報告事項7頁「報告事項3 静岡県教育委員会におけるフェイスブッ

クページの試行」について奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委員 長： 9月末までが試行期間ということであり、9月が終わったらまた詳しい報告をしてほしい。

情報化推進室長： 改めて報告する。

委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 養護教諭指導リーダー育成事業

委員 長： 報告事項10頁「報告事項4 養護教諭指導リーダー育成事業」について興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 過去にも養護教諭に生徒が相談して、いろいろな不祥事を未然に防ぐことができたという事例がある。子どもたちにとって、養護教諭に声をかけやすく相談しやすい体制を作ってほしい。そういう意味では、経験不足の養護教諭にとってハードルが高いので、慣れた教諭が教えていくことはいいと思う。

学校教育課長： 生徒にとっては、1年目の養護教諭も10年目の養護教諭も違いはなく、いかに信頼できるかが重要になってくるので、しっかりやっていきたい。

委員 長： リーダーの養護教諭の保健室を公開することは良いと思う。経験の浅い先生は、どのように保健室を運営していけばいいか、誰に聞いていいのかも分からないし、校内では学べないこともあると思う。実際の保健室を見せてもらうことは、貴重な経験になると思う。この事業の結果や効果についても、また報告してほしい。

加藤委員： 子どもが「頭が痛い」と言って保健室に来たが、実は病気で頭が痛いのではなく、悩み事を抱えていたということもある。そのときに上手に養護教諭が話を聞き出すことによって、学校の問題であったり家庭の問題であったりするが、その子が抱えている問題を解決した例が過去にいくつかある。声かけをすることと、子どもたちに対する好奇心が養護教諭には必要だと思う。言われたから薬をあげて治療するというのではなく、自分のほうから声をかけて子どもたちの問題を引っ張り出してくるというのが、養護教諭にとって大切な要素である。

委員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項 5 平成 26 年度教員採用第 1 次選考試験の結果

委員 長： 報告事項 12 頁「報告事項 5 平成 26 年度教員採用第 1 次選考試験の結果」について、鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： いじめや体罰、給与や退職金の削減など、教師を目指す人にとっては職場環境が心配されているが、倍率の経年変化の中で、下がっているなどの状況はあるか。

学校人事課長： 特別支援及学校及び小・中学校においては大きな変化はなかったが、今年と昨年と比較をみると高等学校の志願者はやや減少している。ただ、いろいろな要素があるので、分析をしながら、志願者が増えるように考えていく。結果としてはこのような状況である。

金子委員： 今日懲戒案件があり、先ほどは養護教諭の不祥事未然防止についてのコメントもあった。不祥事防止の対策として、選考試験は非常に重要であり、今日の懲戒案件でも選考で見抜けなかったという悔恨があった。その関連で、昨年からストレステストを導入したということであるが、これについて効果を説明してほしい。

学校人事課長： 適性検査の改良は昨年度の実施であり、実際に試験方法を変えた採用者は今年の新規採用者からである。

金子委員： 今年の新規採用者が、先ほど話題となっていた。

学校人事課長： 例えばメンタル等の理由で辞める教員は、昨年一年間で 8 名いた。特別休暇の取得状況等を見ても、昨年の今の時期には体調を崩している者が何人かいたが、今年度においては、1～2 名心配な初任者はいるが、特別休暇に入っているという報告は現時点ではない。そういう点では、メンタル的な面を昨年と比較すると違いがあると感じる。ただ、一年間などもう少し長期的な視点で見ないとはいっきりしない。

金子委員： いろいろな観点があると思うが、様々な未然防止の手立てが問われている。教職員の不祥事は、子どもにとって非常に影響が大きいので、できるかぎり根絶に向けていろいろな観点で取り組んでほしい。その点でストレステストの内容であるが、今年度は間に合わないが、少し再考をお願いしたい。テストを拝見して「これで本当に判明するのか」という疑問を持った。実効あるツールとして、ぜひ長期にわたって検討を重ねてほしい。

学校人事課長： 了解した。

委員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委員 長： 報告事項 5 を了承した。

報告事項 6 三ヶ日青年の家の指定管理者候補者の選定

委員 長： 報告事項 13 頁「報告事項 6 三ヶ日青年の家の指定管理者候補者の

選定」について山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 三ケ日では大きな事故があり、今回、久しぶりに公募で選ばれたが、過去の事故を知っている(株)小学館集英社プロダクションとの引継ぎをきちんとやってほしい。引継ぎ期間は6か月間と長い、この期間中の人的な労働については費用が支払われるのか。

社会教育課長： 引継ぎには支払われない。

加藤委員： 業者は「将来的にもらえるから」と納得しているかもしれないが、支払われないとなると、必要最小限で書類だけ受け取るようなおざなりな引継ぎになる可能性もある。しっかりした引継ぎができているかの担保をどのように取っていくかが大切である。

社会教育課長： 引継ぎ計画をしっかりと作り、その都度こちらの課の担当指導主事が出向いて、書類にも記録しながら確実にやっていきたい。

加藤委員： 引継ぎに関しては、(株)小学館集英社プロダクションの責任と新しく引き継ぐ側の責任もあるが、県教育委員会が候補者を選んで引継ぎをさせるので、この引継ぎが上手くいっているかどうかは教育委員会の責任においてやらなければいけない。そのように現場として対応してほしい。そうしないと、「この日程表があるからやってください」「やりました」と業者同士が判子を押しだけで、苦い経験が生かされたことにならない。そのため、立ち会って、重要な点が引き継がれているか、確認をしてほしい。

社会教育課長： きちんとやっていく。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 引継ぎのことが出たが、今までも(株)小学館集英社プロダクションと一緒に安全対策については有効な協議を進めてきており、そのことも丁寧に引継ぎをしてほしい。何より御遺族のお気持ちもしっかりと引き継いでほしい。

報告事項6を了承した。

報告事項7 日中青年代表交流

委員長： 報告事項14頁「報告事項7 日中青年代表交流」について山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 資料を見ると、民間の会社員の参加が減っている。これは民間企業が、中国に対する興味を若干失っているということではないか。経済状況が悪いという話も聞くし、日系企業で中国から撤退したい企業も増えてきているという事情も、裏にあるのかもしれない。参加しない民間

企業はなかなか本心を言わないだろうが、本当はビジネス上の理由もあるはずなので、そこをうまく聞きだしてほしい。官官交流ばかり進むことは、この事業本来の趣旨に沿わないと思う。

社会教育課長： 昨年参加した企業に再度声をかけた際には、経営状況の理由から参加できないとのお話をいただいた。今後は、企業界の情勢やこの交流事業に期待する点などを本音の部分でお聞きし、今後の交流事業に生かしていきたい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： （特になし）

委員 長： 報告事項7を了承した。

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 25 年度第 9 回教育委員会定例会を閉会とする。